

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年12月17日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

山下公園通り南側ガス灯制御装置復旧工事

2 履行(納品)場所

中区山下町1番地先から中区山下町18番地先まで

3 契約日

令和7年9月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年12月26日

5 契約概算額

9,812,000円(うち消費税及び地方消費税相当額 892,000円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京ガスエコモ株式会社

代表取締役 杉浦 誠

神奈川県横浜市港南区丸山台2-12-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

山下公園通り南側のガス灯制御装置が経年劣化により故障し、多数のガス灯が不点灯になり、歩道等の安全な通行のために、制御装置復旧工事の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

山下公園通りに設置されているガス灯は、株式会社マスオが製品開発し製作設置したもので特殊な部品を使用しています。株式会社マスオは東京ガスエコモ株式会社に吸収合併され、本設備に必要な知識を有した技術者や資機材などの調達について同社に引き継がれました。そのため、本設備の復旧工事を実施できる会社は東京ガスエコモ株式会社以外にはありません。

したがって、東京ガスエコモ株式会社との随意契約を実施しました。

9 所管課

道路局道路部施設課